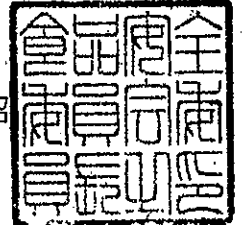




府食第323号  
平成15年11月21日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて（回答）

厚生労働省発食安第1114002号（平成15年11月14日付け）で貴省より  
当委員会に対し照会された事項について下記のとおり回答します。

記

標記通知により照会のあった「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく規格基準を設定することについては、平成15年9月11日付け府食第101号をもって食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に通知した食品健康影響評価の結果に基づいてなされるものであることから、当該規格基準の設定に係る食品健康影響評価については食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項ただし書に定める同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。